

令和7年度 奨学生の募集について

北海道有朋高等学校単位制課程 令和7年3月

- 希望者は、担任か事務室の奨学金担当者まで申し出てください。
詳細については、事務室の奨学金担当者に確認してください。
- 生活保護法による被保護世帯の方は、各福祉事務所等に相談のうえ申請してください。
貸付金を受けることにより、保護費の給付を受けられなくなることがあります。
- 下記以外にも、随時、奨学生の募集がありますので、詳細については、その都度、担任等にご相談ください。
《本校ホームページでも、随時ご案内します》

1 日本学生支援機構(予約) (2026年度 大学、短大、専修学校進学予定者) ※詳細は4月に行う案内で再度ご確認ください。		令和7年度卒業予定者対象
(1) 募集時期	未定 後日ホームページでお知らせします。	
(2) 詳細について	以下のサイト、またはホームページからもご覧いただけます。 文部科学省の特設サイト「高等学校の修学支援新制度」(https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm) 日本学生支援機構ホームページ「奨学金制度の種類と概要」(https://jasso.go.jp/shogakukin/about/index.html)	
(3) 申込にあたって	①なるべく1回目、2回目での申込をお願いします。予備回は進路変更した場合申し込めます。 ②案内書類は、早めに申し出てください。なお、案内・申込書類について、有朋高校へ来校して取りに来ることができる場合(特に実施校の生徒)は、有朋高校事務室へお越しいただけると助かります。 ※なお、申込期間に間に合わなかった場合であっても、進学先に入学してから申請することができます。	
2 北海道高等学校奨学会(定期募集)		全員対象
(1) 募集時期	未定 後日ホームページでお知らせします。	
(2) 出願資格	◎学業に精励し修学の見込みがあること ◎経済的理由により著しく修学困難な生徒 ◎保護者が北海道内に住所を有する者	
(3) 貸付額	月額 10,000円、15,000円、20,000円、25,000円 から選択	
(4) 貸付期間	採用の月から最短修学年限(卒業)まで最長4年が限度	
(5) 貸付金の返還	無利子 貸付期間終了後1年間据置、12年以内に、半年賦で返還する。	
3 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金		全員対象
(1) 募集時期	(4月からの貸付を希望する場合)令和7年4月5日(金)まで (5月以降)貸付を希望する月の前月25日まで ※予算の範囲内で年度内募集 ※継続の場合も毎年申請が必要です。	
(2) 出願資格	次のいずれの条件も満たすこと。 ◎経常的収入を得る職業(週2日以上定期的に就業している。アルバイト可)に就いていること。 ◎経済的な理由により修学困難な状況にあること。 ◎高等学校を4年以内に修了し卒業までに至る学習計画を有すること。 (年間18単位以上の単位数を履修していること) ◎北海道公立高等学校生徒学資金の貸付を受けていないこと。	
(3) 貸付額	月額 14,000円	
(4) 貸付金の返還	無利子 貸付取消(退学等)の日の属する月の翌月から起算して6ヵ月の据置期間を経過した後、月賦、半年賦、全額一括いずれかの方法で返還する。高等学校を卒業した者は、返還免除となる。	
4 札幌市奨学生(補充採用)		全員対象
(1) 募集時期	令和7年4月17日(木)まで (ただし、今年度入学の生徒は4月23日(水)まで)	
(2) 募集人員	全市で210名程度(障がい者枠、定時制枠あり)	
(3) 出願資格	◎生徒本人が札幌市民であること。 (その親などが札幌市民であることを含む) ◎学資に乏しいこと。 ◎学業が優秀で奨学生にふさわしいこと(直近1年間の学業成績が総合して3.0以上であること)。 ※継続の場合も毎年申請が必要です。	
(4) 給付額	奨学資金月額 5,000円 入学支度資金 10,000円 ※入学支度資金は、第1学年に対して1度だけの支給となる。	
(5) 給付金の返還	返還義務なし	
【その他の奨学金】		※以下のもの以外もあります。You通信でも随時ご案内します。
札幌市奨学生(予約採用)	令和7年10月中旬頃募集予定	
交通遺児育英会	保護者が交通事故が原因で死亡、または後遺障害のため働けない場合	
あしなが育英会	保護者が病気や災害もしくは自死が原因で死亡、または後遺障害のため働けない場合	

- 【情報提供①】以下の情報サイトでも奨学金関係の情報をご覧になれます。
- 「大学等修学のための経済的支援情報サイト」
北海道総合政策部政策局総合教育推進室で運営しているサイトです。サイト名で検索していただくか、以下のアドレスを入力してご覧になれます。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gki/95213.html>

【情報提供②】以下のものは、学校では取り扱っておりませんので、直接担当窓口までお問い合わせください。

①市町村では、独自の奨学金制度を設けている場合があります。直接、お住まいの役場・役所へお問い合わせください。
②札幌市は、母子父子寡婦福祉資金貸付(修学資金、就学支度資金など)を行っております。直接札幌市子どもみらい局子育て支援部子育て支援課(電話011-211-2988)へお尋ねください。
③札幌市の各地区福祉協議会では、生活福祉資金の貸付(教育支援資金など)についての問い合わせ窓口がありますので、直接お問い合わせください。